

常盤(ときわ)汚水中継ポンプ場

汚水中継ポンプ場とは、家庭や工場から排出される汚水を自然流下で下水処理場に送水できない区域や、下水処理場までの管路延長が長い場合に、途中で揚水して送水するために設置する施設のことです。

今回ご紹介する常盤汚水中継ポンプ場は、常盤町の国道17号バイパス沿いに位置し、公共下水道事業により昭和37年に旧高崎市の汚水中継ポンプ場として供用開始された、高崎市で最も古いポンプ場の一つです。供用年数が長く老朽化が著しいことなどから、平成24年度から26年度にかけて全面的な更新工事がなされ、平成27年3月に旧ポンプ場から新ポンプ場に切替え、供用を開始しました。

また、当ポンプ場は市内92ヶ所ある汚水中継ポンプ場の中でも一番大きい規模で最大の汚水量を送水しており、平成27年度における1日の平均汚水送水量は3,116m³(最大21,956m³/日)でした。そのため、当ポンプ場では写真1のような一般の大人よりも大きいポンプ(仕様:口径200mm 37kW)が4台設置され、下水処理場である城南水処理センターに、24時間絶え間なく送水しております。

私たちは、市民の皆さんのが安心して快適に生活できる環境を提供できるよう、当ポンプ場を含め下水処理に係る施設等の安定稼働に日々努めています。



常盤汚水中継ポンプ場



写真1

●問い合わせ先 下水道局施設課(電話347-2892)

メーター番号から見る、有効期限切れメーターの見分け方

水道メーターの有効期間は、計量法で8年と定められています。有効期限を迎えるメーターは、水道局が随時交換を行っています。

しかし、メーター交換でご自宅に伺った際、

- ・留守中で門扉が閉まっていて敷地内に入れない
- ・メーターボックスの上に資機材が置いてある

などの理由でメーター交換が出来ない場合があります。

水道メーターには、蓋の裏側に有効期限シールが貼付されていますが、長期間経過したメーターは、そのシールが劣化などにより剥がれたりする場合があります。

その際は、メーターに刻印されたメーター番号を見ることにより、有効期限切れの有無を確認することができます。

メーター番号の最初の2桁の数字は、「製造年(西暦)の下二桁」を表しています。

水道局では、メーター交換が出来なかつたお宅に定期的にご連絡をさせていただき、期限切れメーターの交換に努めておりますが、万が一、有効期限が切れたメーターをご使用の場合には、水道局料金課給水担当までご連絡をお願いします。

【例】15L80000 → 2015年製(平成27年製)

※上記の場合、2015年製のため、有効期限は2023年までです。
※写真右側の場合は、2007年製のため、既に8年以上が経過しています。



●問い合わせ先 水道局料金課給水担当
(電話321-1285)

節水のご協力、ありがとうございました

今年は冬期の降雪量が少なかったことに加え、5月以降の降雨量が例年を大きく下回り、利根川水系のダム貯水量が減少したことにより、6月16日から9月2日まで10%の取水制限が実施されました。

水道局では「高崎市水道局節水対策本部」を設置し、市民の皆様に節水のご協力をお願いしてまいりました。

ご協力のおかげで、市民生活に影響が及ぶことなく、水を供給することができました。

ありがとうございました。



撮影日 2016/06/16
水資源機構 沿岸総合管理所
取水制限開始時の矢木沢ダム
(2016年6月16日)



前年同時期の矢木沢ダム
(2015年6月1日)
写真提供:(独)水資源機構

●問い合わせ先 水道局経営企画課(電話321-1282)

下水道に油を流さないで!

下水道に油を流すと、宅内の排水管や下水道本管が詰まる原因になります。

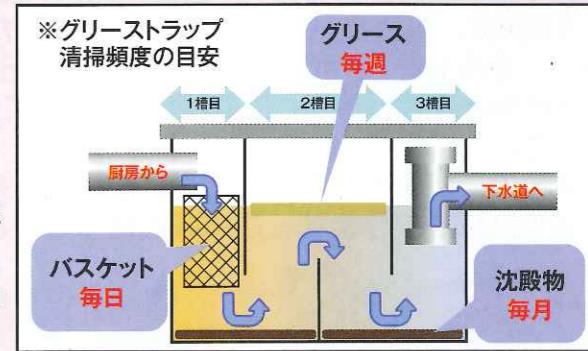
〈家庭では〉

- ・食器やフライパンについた油は拭き取ってから洗ってください。
- ・油が多い場合は、凝固剤を使って固めるか、新聞紙等に染み込ませて可燃ゴミに出してください。

左:正常な下水道本管
右:油で詰まった下水道本管

〈油を多く使用する飲食店等では〉

- ・排水中の油類が下水道に流入するのを防ぐために、グリーストラップの設置が義務付けられています。
- ・グリーストラップは定期的な点検・清掃が必要です。回収した油は産業廃棄物として適切に処分してください。
- ・グリーストラップの機能を損なう使い方(熱いお湯を大量に流す、油を溶かす薬剤を入れる等)はしないでください。



雨どい(雨水)は下水道管に接続しないで!

高崎市の下水道は高崎駅を中心とした一部の区域を除き、ほとんどの区域が汚水と雨水を別々に流す分流式下水道です。この分流式下水道の区域では、雨どいを下水道管に接続することはできません。

大量の雨水が下水道に流れ込むと、「道路上のマンホールや、宅地内の接続ますから汚水があふれてしまう」、「家庭の汚水が流れにくくなったり、逆流してしまう」等、重大な事故につながる危険があります。

ご自宅の雨どいが誤って下水道に接続されている場合には、下水道排水設備指定工事店に相談して手直し工事を行ってください。



不審な訪問業者にご注意を

市から依頼を受けた業者が、突然ご自宅を訪問することはありません。訪問する場合は、事前に区長さんに相談し、委託業者や調査の概要を回観などでお知らせしています。

業者が突然訪問し、排水設備の点検や修繕を勧められた場合は、「身分証の提示を求める」「その場で契約せず、家族などに相談する」「不審な点は下水道局へ問い合わせる」等を心がけてください。

●問い合わせ先 下水道局維持管理課(電話321-1290)